

農林水産物・食品の輸出促進について



2023年3月10日

農林水産省

東北農政局 経営・事業支援部 輸出促進課

目次

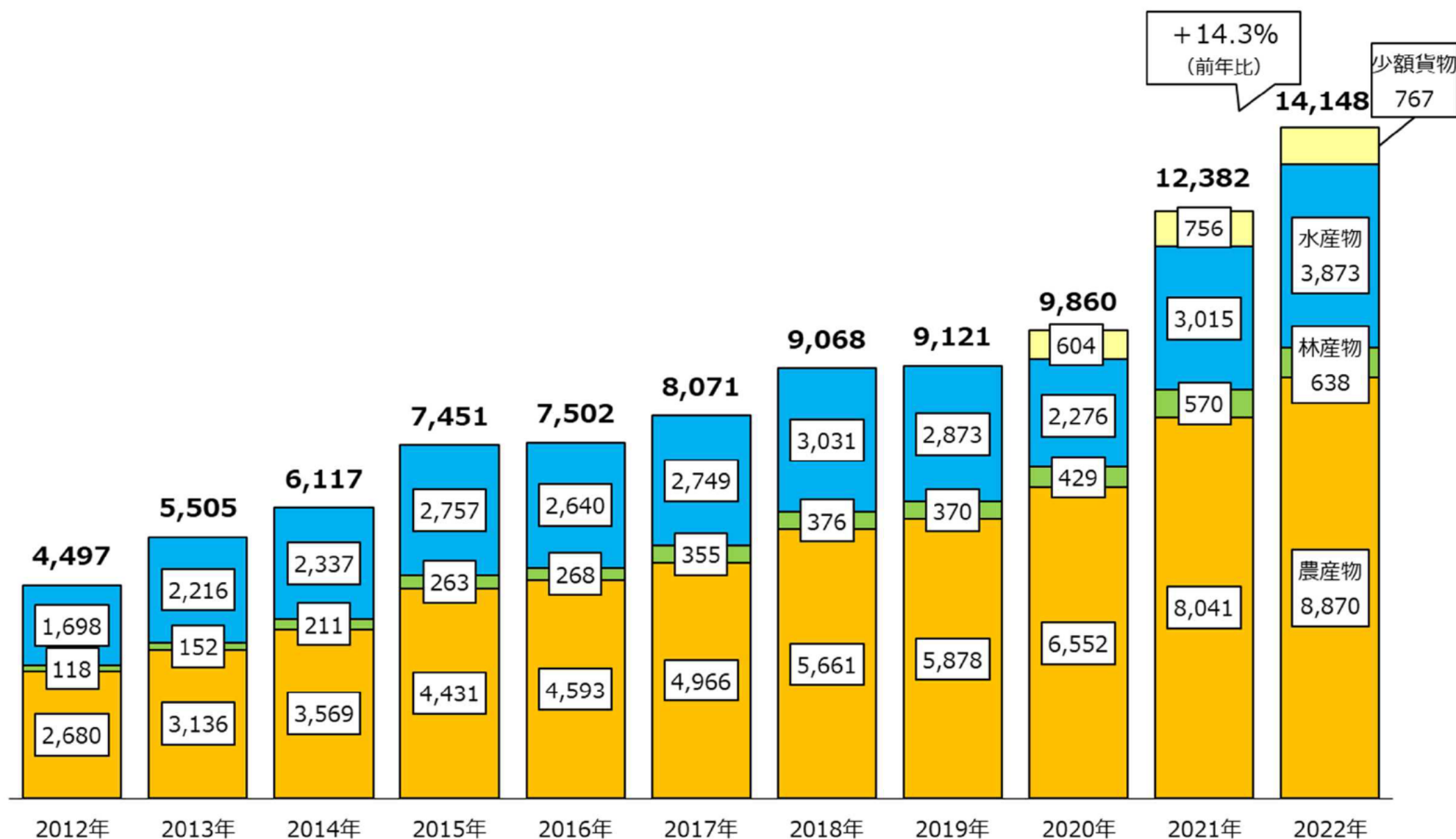


輸出の状況		p.2～
輸出の促進政策		p.5～
東北農政局での取組		p.12～

農林水産物・食品 輸出額の推移

農林水産省
輸出・国際局

(単位：億円)



※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

2022年1-12月 農林水産物・食品の輸出額

農林水産省
輸出・国際局

2022年1-12月の輸出実績は、1兆4,148億円を記録し、過去最高を記録しました。
(2021年1-12月実績:1兆2,382億円)

	金額	前年差	前年比
1-12月累計 (少額貨物輸出額を含む)	1兆4,148億円	+1,766億円	+14.3%

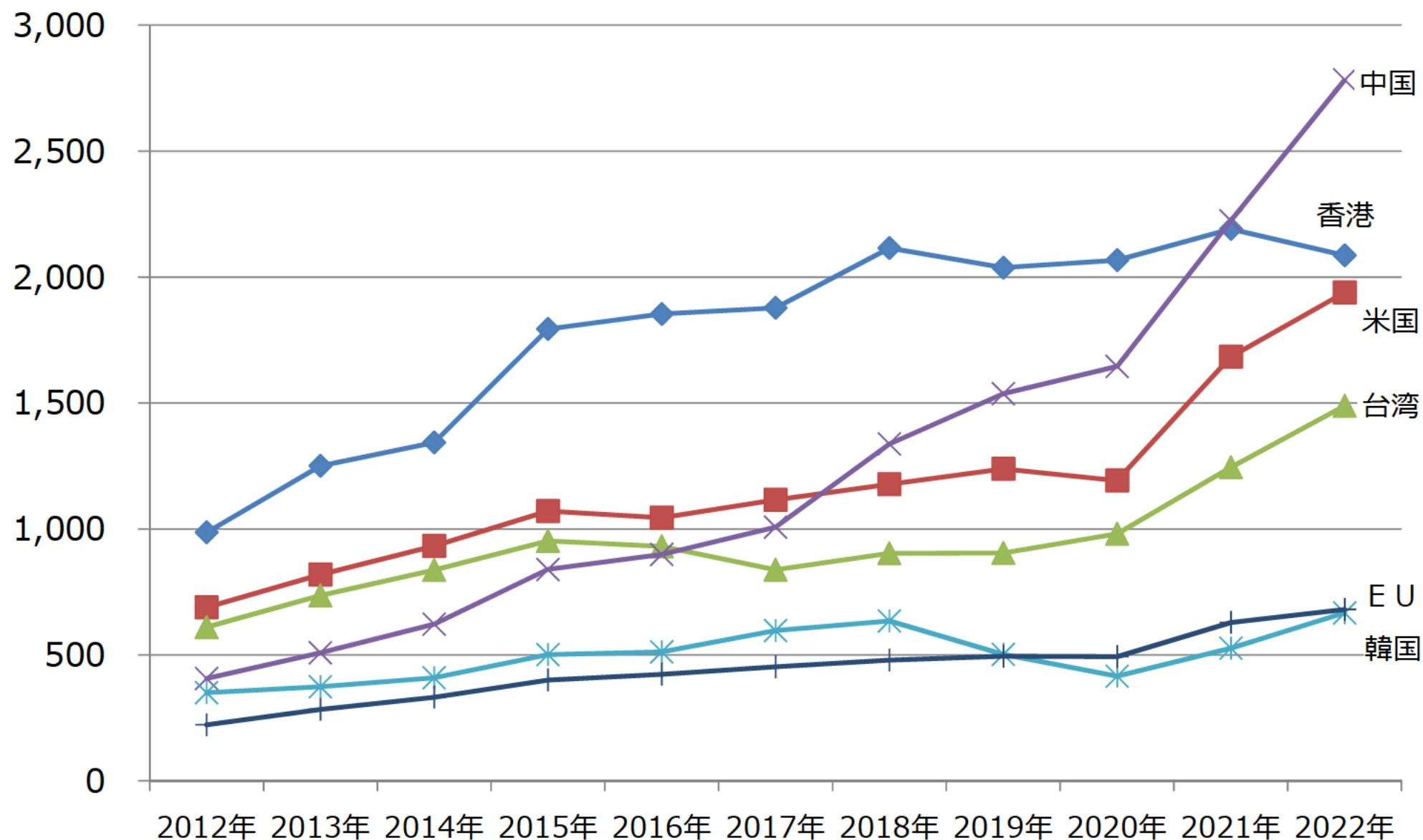
	少額貨物	前年比
1-12月	767億円	+1.5%

全体の状況（1-12月）

- 関係者からの聴き取りによると、多くの国・地域で、外食向けがコロナによる落込みから回復したこと、小売店向けやE C販売等の販路への販売が引き続き堅調だったこと等に加えて、円安による海外市場での競争環境の改善も追い風となり、農産物、林産物、水産物共に多くの品目で輸出額が伸び、総額も伸びた。
- 品目別の輸出額では、水産物は中国及び米国向け、アルコール飲料は中国向け、青果物は香港及び台湾向け、牛乳・乳製品はベトナム向けの伸びが大きい。香港向けが上半期を中心にコロナによる外食規制、欧米向けが下半期からインフレによる消費減退の影響を受けた。
- 日本政府が政府一体で進めてきた輸出拡大の取組（輸出支援プラットフォームの設立、水産加工施設等の整備など）も輸出を後押し。

(参考) 国・地域別輸出額の推移

農林水産省
輸出・国際局



政府の輸出促進政策

- 政府の輸出促進政策の方針は、総理大臣を本部長とする「**農林水産業・地域の活力創造本部**」が決定する「**農林水産業・地域の活力創造プラン**」において決定。
- 2019年4月、「**農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議**」を設置し、2019年6月、農林水産物・食品の更なる輸出拡大に向けた課題と対応の方向を取りまとめ。
- 2019年11月、輸出先国による食品安全規制等に対応するため、輸出先国との協議等について、政府一体となって取り組むための体制整備等を内容とする、「**農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律**」が成立（令和2年4月1日施行）。
- 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）において、**2030年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標を設定。**
- 2020年4月、輸出促進法に基づき、政府全体の司令塔組織となる「**農林水産物・食品輸出本部**」を設置し、「**農林水産物及び食品の輸出に関する基本方針・実行計画**」を策定。
- 経済財政運営と改革の基本方針2020・成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）において、中間目標として、**2025年までに農林水産物・食品の輸出額を2兆円とする目標を設定。**
- 2020年12月、総理大臣を本部長とする「**農林水産業・地域の活力創造本部**」において「**農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略**」を決定。
- 2021年12月、総理大臣を本部長とする「**農林水産業・地域の活力創造本部**」において「**農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略**」を改訂し、輸出促進法等の改正など施策の方向を決定。
- 2022年5月、「**農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律**」が成立（令和4年10月1日施行）。改正法の成立を受け、2022年6月、「**農林水産業・地域の活力創造本部**」において「**農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略**」を改訂。
- 2022年12月、「**食料安定供給・農林水産業基盤強化本部**」において「**農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略**」を改訂。

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律 (令和4年法律第49号) の概要

(令和4年5月25日公布)



1 品目団体の法制化

- ・ オールジャパンで輸出先国・地域のニーズ調査やブランディング等に取り組み、市場の開拓等を行う法人を、申請に基づき認定する仕組みを創設

2 輸出事業計画の支援策の拡充

- ・ 輸出事業計画の記載事項として、輸出事業に必要な施設の整備に関する事項を追加
- ・ 輸出事業計画の認定を受けた者に対する日本政策金融公庫の業務の特例として、輸出事業に必要な資金の貸付けを措置（資金使途の追加、償還期限の延長）
※ 輸出事業計画に基づき行う施設等の整備に対する税制上（所得税・法人税）の特例を新設

3 民間検査機関による輸出証明書の発行

- ・ 国の登録を受けた民間検査機関が輸出証明書の発行を行える仕組みを創設

4 有機JAS制度の改善（JAS法改正）

- ・ JAS法を改正し、JAS規格の対象に有機酒類を追加
- ・ その他輸出促進に必要な事項を措置

5 施行日

- ・ 令和4年10月1日

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（R4年12月改訂）について



戦略の趣旨

- 2025年2兆円・2030年5兆円目標の達成は、海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格）の産品を専門的・継続的に生産・販売する（＝「マーケットイン」）体制整備が不可欠



改訂の概要

- 輸出促進法等の一部改正法の施行（R4年10月1日）等を踏まえ、R5年度に実施する施策、R6年度以降の実施に向け検討する施策について、その方向性を決定

3つの基本的な考え方と具体的施策

1. 日本の強みを最大限に発揮するための取組

- ①輸出重点品目(29品目)と輸出目標の設定
- ②輸出重点品目に係るターゲット国・地域、輸出目標、手段の明確化
- ③品目団体の組織化とその取組の強化
- ④輸出先国・地域における専門的・継続的な支援体制の強化
- ⑤JETRO・JFOODOと認定農林水産物・食品輸出促進団体等の連携
- ⑥日本食・食文化の情報発信におけるインバウンドとの連携

2. マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援

- ⑦リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援
- ⑧マーケットインの発想に基づく輸出産地・事業者の育成・展開
- ⑨大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築
- ⑩輸出向けに生産・流通を転換するフラッグシップ輸出産地の形成
- ⑪輸出を後押しする農林水産事業者・食品事業者の海外展開の支援

3. 政府一体となった輸出の障害の克服

- ⑫輸出先国・地域における輸入規制の撤廃
- ⑬輸出加速を支える政府一体としての体制整備
- ⑭輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援
- ⑮日本の強みを守るための知的財産対策強化

4. 国の組織体制の強化

輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策④

品目団体の組織化及びその取組の強化

認定品目団体の以下の取組みを官民一体で推進

- ① 輸出先国・地域の市場等の調査やジャパンブランドを活用した広報宣伝等の業界一体での需要開拓
- ② 輸出拡大に効果的な業界規格の策定
- ③ 会員等を対象とする任意のチェックオフなど自主財源の増加

- 他の先進国並の輸出促進の体制を構築
- 日本の強みがある品目をオールジャパンで販売する体制を整備

ノルウェー水産物審議会（NSC）



- ・ ノルウェー政府所有の法人であるNSCが、水産物輸出に課される課徴金を財源に輸出促進活動を実施
- ・ 5つの魚種分野（①サーモン、②イビ・貝類、③白身魚、④遠海魚、⑤燻製等加工品）が組織化され、運営方針を決定

【具体的な業務】

- ・ 輸出先国の市場調査・商流開拓
- ・ ノルウェーシーフードロゴ等の輸出の販促ツールの管理

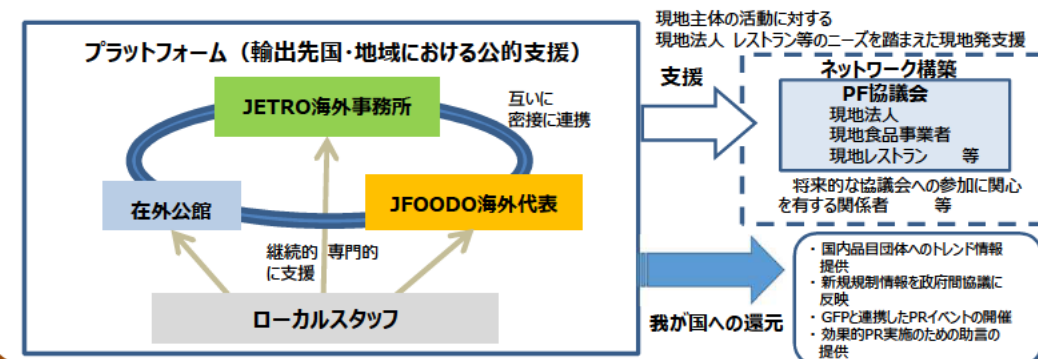


NSCによる日本市場マーケティング調査

輸出先国における専門的・継続的な支援体制の強化

- 主要な輸出先国・地域において、在外公館とJETRO海外事務所等を主な構成員とする輸出支援プラットフォーム（PF）を設立
- 食品産業等に精通した人材をローカルスタッフとして速やかに雇用・確保し、輸出先国・地域で包括的・専門的・継続的に支援
- PF設置国・地域及び事務局設置都市
米国（ロサンゼルス、ニューヨーク）、EU（パリ、ブリュッセル）、ベトナム（ホーチミン）、シンガポール（シンガポール）、タイ（バンコク）、中国（上海、北京、広州、成都）、香港（香港）、台湾（台北）

※下線は事務局設置都市（令和5年1月時点）



輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策⑤

リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援

輸出先国・地域の規制に対応した施設整備などの投資を行ってから収益化するまで一定期間を有するリスクに対応するため、以下の支援を措置

- ① 輸出事業計画の認定を受けた事業者に対する長期運転資金や施設整備等に対する金融上の支援
- ② 輸出事業用資産にかかる所得税・法人税の特例（割増償却）による支援

■ 長期運転資金の例

- ・ 商品の試作品の製造費用
- ・ 市場調査やニーズ調査に係る費用
- ・ サンプル輸出や商談会への参加に係る費用
- ・ プロモーション活動費
- ・ 製造ライン本格稼働後に必要な増加経費（原材料費、人件費など）

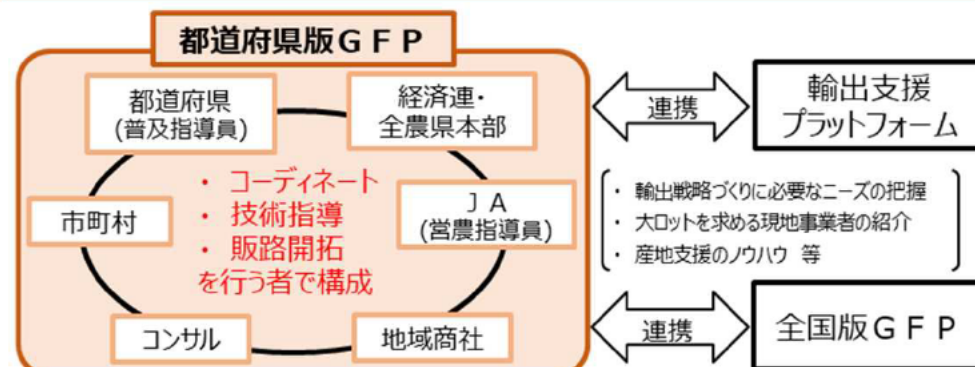
■ 施設整備等に対する資金の例

- ・ EU向け水産物の輸出に必要なHACCP等に対応した加工施設の整備費用
- ・ ハラルルに対応した食肉処理施設の整備費用

マーケットインの発想に基づく輸出産地・事業者の育成・展開

- 輸出産地・事業者の育成や支援を行うGFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）については、多様化する輸出事業者へのサポートや、輸出スタートアップの掘り起こしのため、地方農政局や都道府県段階で現場と密着したサポート体制を強化
- 都道府県やJ A、地域商社等が連携し、生産から流通・販売まで、一気通貫で産地をサポートする体制を整備（都道府県版G F Pの組織化）
- この体制の下で、有機農法への転換や耕作放棄地を活用した生産拡大等の生産面の転換や、混載等の集荷方法等の転換を推進し、大ロット輸出産地のモデル形成を支援

都道府県版G F Pの組織化による地域密着型の輸出推進体制の構築



金融・税制による幅広い支援

新たな制度資金の創設

農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、新資金を創設し支援内容を拡充することで、輸出にチャレンジする事業者を資金面から強力に後押し。

これまでの資金 (農林水産物・食品輸出促進資金制度)

- 流改資金、HACCP資金を流用しているため、輸出事業のすべてをカバーできていない。
- 対象は、原則施設整備に限定。
- 償還期限は、15年以内。



農林水産物・食品輸出基盤強化資金

- 輸出促進を目的とした独立の資金。
- 長期運転資金や海外子会社への転貸も可能にし、対象を拡大し、多様なニーズに対応。
- 償還期限は、25年以内に拡充。

税制上の特例の創設

農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、5年間の割増償却措置を講じ、設備投資後のキャッシュフローを改善することで、事業者の輸出拡大のための活動を後押し。

輸出促進法の改正を前提に、同法の認定輸出事業者が、一定の輸出事業用資産の取得等をして、輸出事業の用に供した場合には、

- ① 機械装置は30%、
- ② 建物及びその附属設備並びに構築物は35%の割増償却を5年間行うことができる措置を講ずる。
(所得税・法人税)

※特例の適用には一定の要件あり

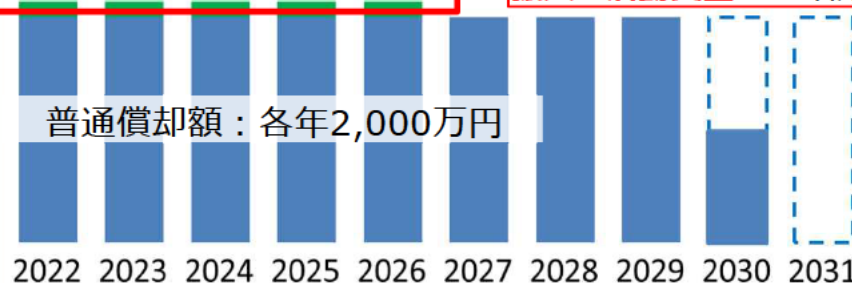
特例の適用イメージ

※2億円の製造用設備(耐用年数10年)を導入した場合

割増償却額：各年600万円

普通償却額：各年2,000万円

5年間の減税分696万円※を輸出拡大の活動資金として活用できる。



※696万円 = 600万円/年 × 法人税率(23.2%) × 5年

2030年輸出5兆円目標の実現に向けた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の実施

【令和5年度予算概算決定額 10,871（10,787）百万円】

（令和4年度補正予算額 42,609百万円）

<対策のポイント>

5兆円目標の実現に向けて、官民一体となった海外での販売力の強化、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者の後押し、省庁の垣根を超えた政府一体となった輸出の障害の克服等の取組を支援します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の全体像>

1 品目別輸出目標の達成に向けた官民一体となった海外での販売力の強化

（1）マーケットインによる海外での販売力の強化

- ・ マーケットイン輸出の実現に向けて品目団体、JETRO及びJFOODOが連携して行う販路開拓、市場調査や商流構築などの輸出力強化に向けた取組を支援
- ・ 海外料理人の育成や日本産食材サポーター店の拡大、日本食・食文化に関する食体験コンテンツの磨き上げ等を支援
- ・ 食産業の海外展開を促進するため、官民協議会を通じて海外展開を支援

（2）海外での輸出支援体制の確立

- ・ 主要な輸出先国・地域において、JETRO海外事務所等を活用し、在外公館等と連携して輸出支援プラットフォームを設置・運営し、輸出事業者を専門的かつ継続的に支援

等

2 マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者の後押し

（1）輸出産地・事業者の育成・展開・安定供給体制の強化

- ・ 輸出産地サポーター等を活用した輸出産地の育成、都道府県と連携し、輸出産地による輸出事業計画の策定や実行の取組を支援
- ・ GFPを活用した、産地・事業者への輸出診断や商流構築など輸出熟度や規模に応じた伴走支援、輸出支援プラットフォーム等と連携したセミナーなどの取組を支援
- ・ 輸出リスクに対応し、融資を円滑化するため、信用保証に係る保証料を支援

（2）地域産業の強みを活かした加工食品の輸出の取組支援

- ・ 地域の食品産業を中心とした多様な関係者が参画した地域食品産業連携プロジェクト（LFP）を構築して行う、社会課題解決と経済性が両立する新たなビジネスを継続的に創出する取組を支援

等

3 省庁の垣根を超えた政府一体となった輸出の障害の克服等

（1）規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化

- ・ 政府間交渉に必要となる情報・科学的データの収集・分析、輸出先国が求める植物検疫上の要求事項を満たすための体制構築等を実施

（2）輸出手続の円滑化、利便性の向上

- ・ 研修等による実務担当者能力向上、人員の増強や検査機器の導入、輸出証明書の発行場所数の増加に向けた体制整備等を支援

（3）生産段階での食品安全規制への対応強化

- ・ 輸出施設のHACCP等認定、畜水産物モニタリング検査、インポートトレランス申請、国際的認証取得、施設登録規制への対応等を支援

（4）輸出向け施設の整備

- ・ 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設の整備を支援
- ・ コンソーシアム（畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者で組織する事業共同体）が取り組む、食肉の流通構造の高度化等に必要な施設の整備等を支援

（5）知的財産の実効的な管理・保護と海外流出の防止

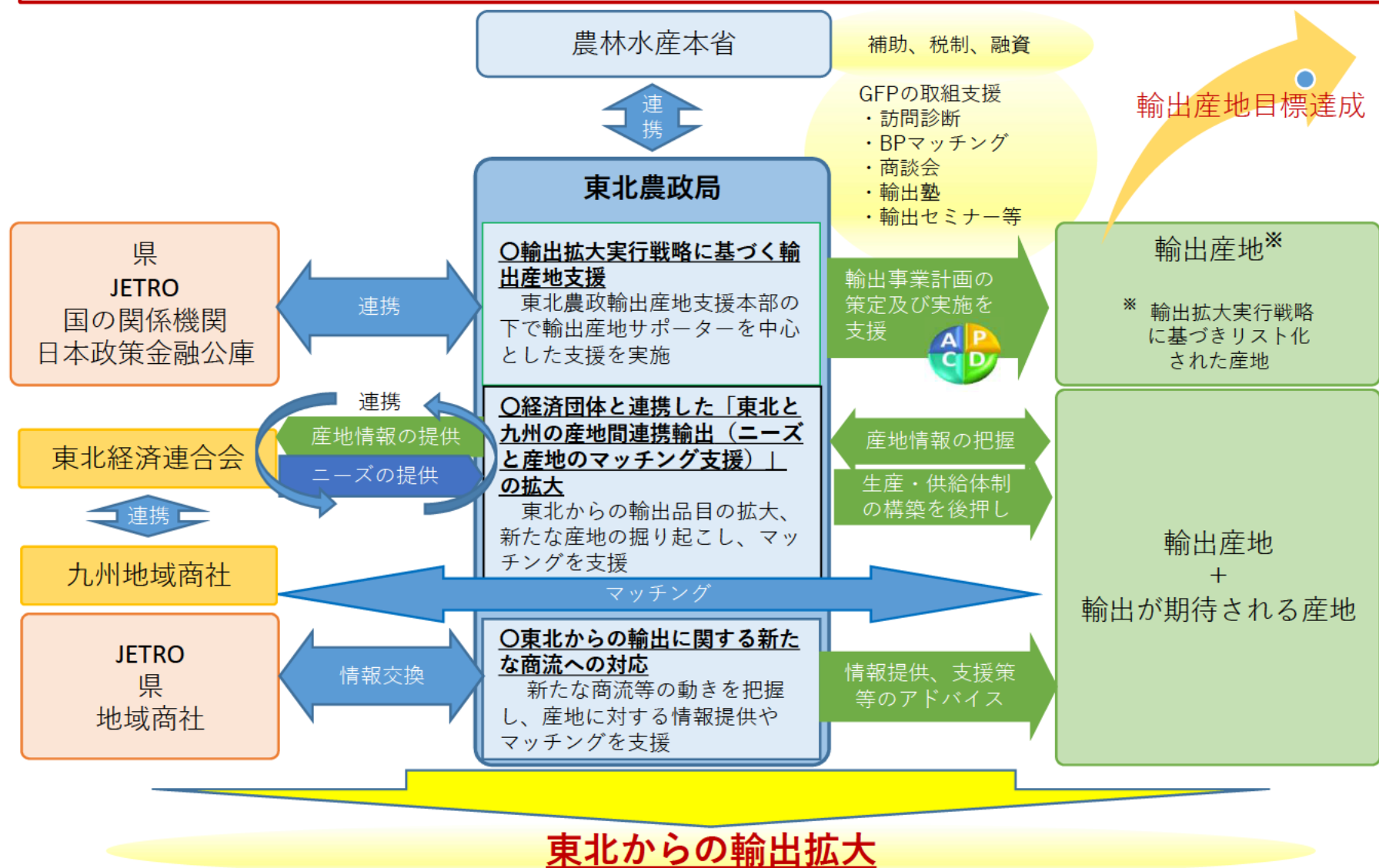
- ・ 育成者権者に代わって行う海外への品種登録、侵害の監視や訴訟対応、海外ライセンス等の育成者権管理機関の取組、国内外におけるGIの侵害対応を支援

等

5兆円目標に向けた更なる輸出拡大を目指す

東北農政局における輸出拡大のための取組方針（令和5年3月改訂）

- ◆ 輸出産地サポーターを中心に、品目担当課と輸出促進課及び県拠点が連携を密にして、県及び輸出産地のヒアリングを通じて輸出産地の課題を明確化し、輸出事業計画の策定及び実施を支援。また、計画の実現に向けたフォローアップ等を実施
- ◆ 東北経済連合会と連携した「東北と九州の産地間連携輸出等（ニーズと産地のマッチング支援）」における輸出品目の拡大と新たな産地の掘り起こしを実施
- ◆ 輸出の成功事例を広く紹介することで、生産者の意識の醸成と他産地への横展開を促進
- ◆ JETRO、県及び地域商社等との情報交換により、新たな商流等の動きを把握し、必要に応じて産地に対する情報提供やマッチング支援を実施



東北農政局管内の輸出拡大実行戦略に基づく輸出産地

令和5年1月現在

(17品目 171産地)

青森県 4品目13産地

りんご …県内全域
コメ …県内全域
ホタテ貝 …青森市、平内町
清酒 …県内全域

秋田県 7品目28産地

牛肉 …秋田市
りんご …県内全域
コメ …横手市、美郷町
(コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品)
…大潟村
味噌 …県内全域
合板 …秋田市、男鹿市
清酒 …県内全域
焼酎 …大仙市

山形県 11品目48産地

牛肉 …山形市
りんご …県内全域
ぶどう …県内全域
もも …県内全域
かき …県内全域
切り花(啓翁桜) …県内全域
コメ …県内全域
菓子 …山形市
醤油 …県内全域
清酒 …県内全域
焼酎 …米沢市、酒田市、寒河江市、
長井市、東根市、高畠町

岩手県 8品目20産地

牛肉 …紫波町
鶏肉 …一関市
りんご …県内全域
切り花(りんどう) …八幡平市
コメ …県内全域
合板 …宮古市
醤油 …陸前高田市
清酒 …県内全域

宮城県 6品目25産地

いちご …亶理町、山元町
コメ …登米市、石巻市、東松島市、女川町、
仙台市、多賀城市、塩釜市、利府町、松島町、
七ヶ浜町、加美町、色麻町、栗原市、気仙沼市、
富谷市、大崎市、南三陸町、大和町、大郷町、
大衡村、涌谷町、美里町
味噌 …県内全域
醤油 …県内全域
合板 …石巻市
清酒 …県内全域

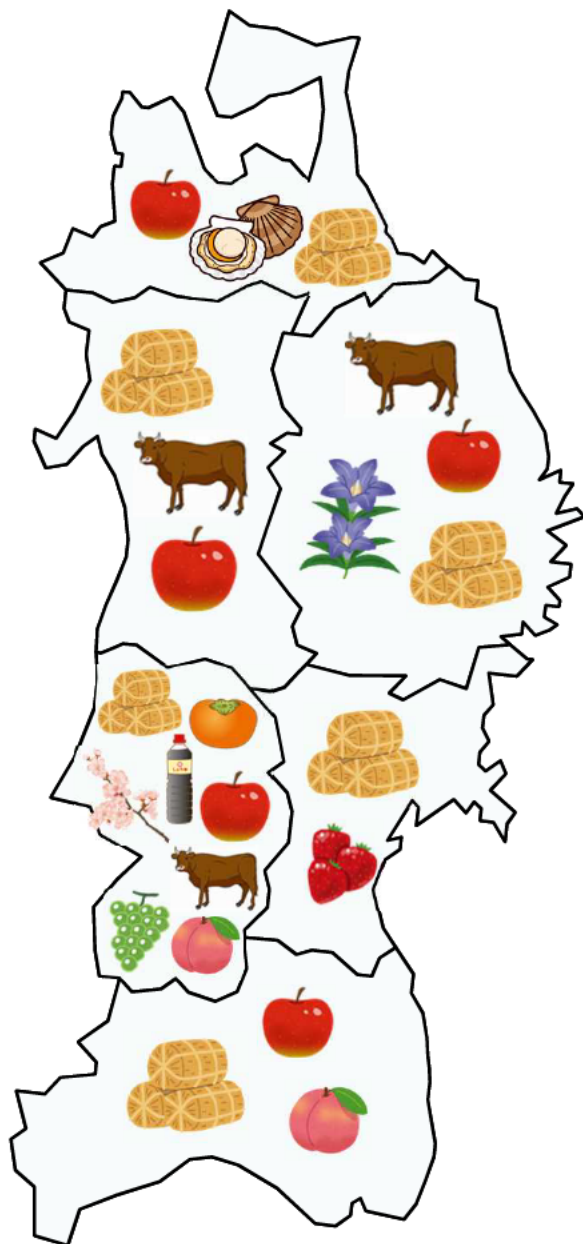
福島県 10品目37産地

りんご …福島市
もも …福島市、伊達市、桑折町、国見町
かき(あんぼ柿) …福島市、伊達市、桑折町、国見町
切り花
(ユキヤナギ) …須賀川市
(宿根カスミソウ) …昭和村、柳津町、三島町、金山町
コメ …県内全域
味噌 …県内全域
醤油 …県内全域
清酒 …県内全域
ウイスキー …郡山市
焼酎 …郡山市、白河市、喜多方市、二本松市、只見町



東北農政局管内の輸出事業計画の認定状況

(10品目 47実施主体)



品 目	県 名	実 施 主 体	品 目	県 名	実 施 主 体
牛肉	岩手県	いわて農林水産物国際流通促進協議会	かき	山形県	全国農業協同組合連合会 山形県本部
	秋田県	秋田牛輸出促進コンソーシアム			庄内たがわ農業協同組合
	山形県	総称山形牛輸出促進コンソーシアム	いちご	宮城県	全国農業協同組合連合会 宮城県本部
りんご	青森県	全国農業協同組合連合会 青森県本部 カルマアップル合同会社 (※)	切り花	岩手県	新岩手農業協同組合八幡平花卉生産部会
	岩手県	いわて農林水産物国際流通促進協議会		山形県	全国農業協同組合連合会 山形県本部
	秋田県	全国農業協同組合連合会 秋田県本部	コメ	青森県	株式会社みちのくクボタ
	山形県	全国農業協同組合連合会 山形県本部		岩手県	いわて農林水産物国際流通促進協議会
		マンカウシル東北		宮城県	みやぎ登米農業協同組合
		リンベル株式会社			いしのまき農業協同組合
		さがえ西村山農業協同組合		秋田県	秋田ふるさと農業協同組合
		朝日町果樹組合連絡会議			大潟村農産物・加工品輸出促進協議会
		株式会社ジェイエイトンドウフーズ			株式会社 大潟村あきたこまち生産者協会 (☆)
		マルトウ青果株式会社		山形県	全国農業協同組合連合会 山形県本部
		桃日和			株式会社南東北サンシャインファーム
	福島県	全国農業協同組合連合会福島県本部 ふくしま未来農業協同組合			鶴岡市農業協同組合
ぶどう	山形県	全国農業協同組合連合会 山形県本部			株式会社庄内こめ工房
		リンベル株式会社	ホタテ貝	青森県	株式会社ヤマイシ (※)
		株式会社ジェイエイトンドウフーズ			株式会社山神 (※)
		山形おきたま農業協同組合			有限会社渡辺水産 (※)
もも	山形県	全国農業協同組合連合会 山形県本部	醤油	山形県	株式会社丸十大屋
		マンカウシル東北			
		リンベル株式会社			
		株式会社ジェイエイトンドウフーズ			
		桃日和			
	福島県	全国農業協同組合連合会福島県本部 ふくしま未来農業協同組合			

(※) は関連事業活用の実施主体

(☆) 要件に合わずリストから外れたが大臣認定

輸出ニーズマッチングの必要性（１）



1. 東北経済連合会（以下、「東経連」という。）は、九州経済連合会が設立した地域商社・九州農水産物直販（以下、「九直」という。）と連携し、宮城県産サツマイモの香港輸出をはじめとする産地間連携輸出に取り組んでいる。
2. 令和2(2020)年に、九直の輸出品目の中で大きなウエイトを占めていたサツマイモの基腐病が主要産地である宮崎県と鹿児島県で多発し、サツマイモの確保が重要な課題となり、東経連と連携した本格的な取組をスタート。
3. 東経連としては、未開拓であった宮城県産サツマイモの販路が見つかったことに加え、香港側で好まれるのが小さいサイズであることから、通常、規格外となるサイズが有利な価格で取引されるメリット。九直でも、開拓した海外販路を維持でき、また、東北と九州では出荷時期が異なるため、年間を通した安定的な量を確保出来る等、双方でメリットのある取組と認識。
4. 九直の主な輸出先として、Da i r y F a r mグループという、アジアに1万店舗以上のスーパーマーケット等を有する流通グループで、商流は、しっかりと確保。更に、これら取引は、国内買取りであり、商談が成立すれば、農水産業者・食品事業者は輸出に伴う煩雑な手続きや価格リスク等を負うことなく、国内販売と同じ感覚で、輸出に取り組むことが可能。

輸出ニーズマッチングの必要性（２）



５．こうした東北と九州の産地間連携輸出は、令和元(2019)年７月の山形県産メロンの輸出から始まり、令和３(2021)年の宮城県産サツマイモの取組により本格的な連携輸出が実現し、宮城県産のキャベツや青森県産のもも等、輸出品目が拡大。

６．九直からは、Da i r y Fa r mグループ等からのニーズの規模が大きいこと、また、気候や収穫時期の違い等を活かし、東北と九州による、リレー出荷としたい等の情報がある。こうした状況に対応すべく、東経連では、令和4(2022)年4月から「食・観光グループ」を設置。体制を強化し、更なる輸出拡大に取り組んでいるところ。

７．こうしたことから、東北農政局としては、東経連等から提供されるオーダー(バイヤー等からのニーズ)について共通フォーマットを用いて、速やかに県を通じて、ニーズに対応する意欲があり質量面等で安定的な産地からの情報等を得て、九直等とのスムーズな商談機会創出を支援する。

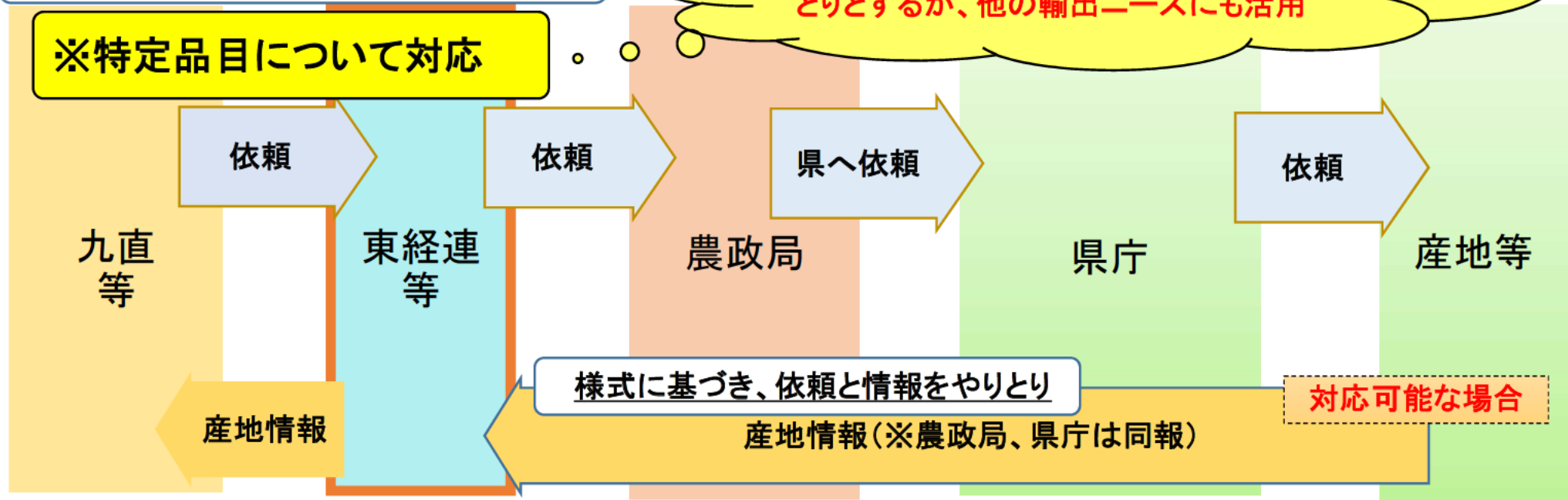
８．このスキームは、まずは商流のある、東経連・九直とのやりとりとするが、東経連・九直以外の輸出ルートでも活用する方向。

輸出ニーズマッチングスキーム図(イメージ)

1. 商品情報の提供

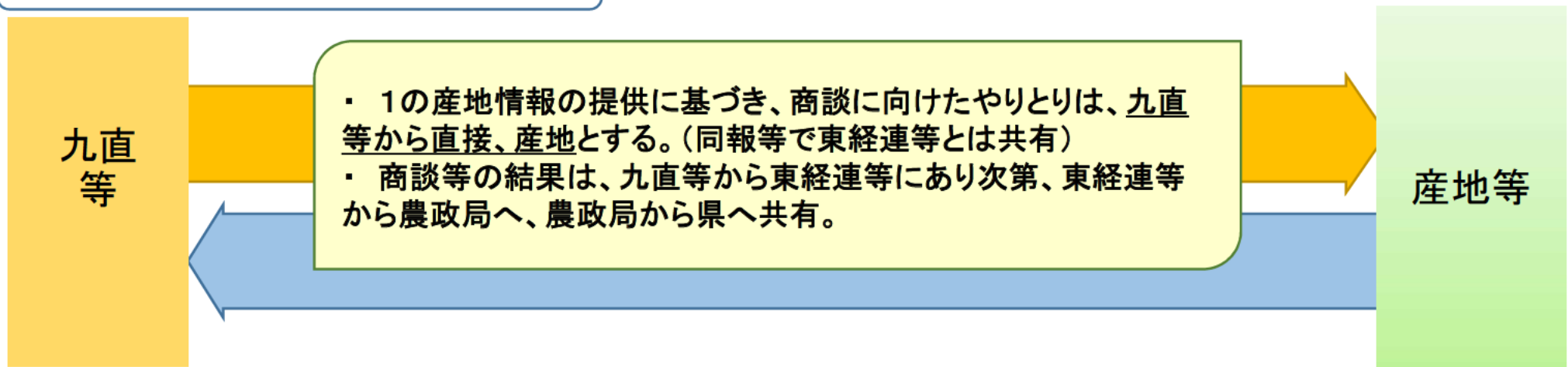
まずは商流のある、九直・東経連とのやりとりとするが、他の輸出ニーズにも活用

※特定品目について対応



※これと併行して東経連から全農各県本部及び協力機関(農林中金、日本政策金融公庫等)へも依頼を実施

2. 商談及び商品取引



＜対策のポイント＞

本年10月から施行された改正輸出促進法を踏まえ、人づくりによる**輸出のすそ野の拡大**や**輸出事業者へのきめ細やかな支援**を、**地方のサポート体制を強化**しつつ行い、更なる輸出拡大に向けた取組を進めます。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

輸出のすそ野拡大や輸出事業者へのきめ細やかな支援、地方のサポート体制強化
290百万円

先進的な輸出の取組を行う若手事業者等、輸出スタートアップの掘り起こしのための輸出ベンチャー塾の開催など、人づくりによる輸出のすそ野の拡大や輸出スキル向上のための先導的な輸出事業者での短期インターン等の伴走支援など、輸出事業者へのきめ細やかな支援を、地方のサポート体制を強化しつつ実施します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

輸出のすそ野拡大や輸出事業者へのきめ細やかな支援、地方のサポート体制強化



産地での輸出ベンチャー塾の実施



輸出スキル向上のための地方での
グループワークの実施



訪問診断等の実施



細かなニーズに応えるセミナー開催・
輸出専門家の派遣等

農林水産物・食品の輸出に関するお問い合わせ先

農林水産物・食品の輸出促進対策

輸出全体 : https://www.maff.go.jp/j/yusyutu_kokusai/index.html

- 農林水産物・食品輸出本部 : <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/index-1.html>
- 各種証明書・施設認定 : https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei.html
- 放射性物質に係る規制・対応 : https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html

あなたを、
生産者の
日本代表にしたい。

四季の豊かなこの国で、だれかを喜ばせたい一心で取り扱う生産者のみなさんへ。
海外各国からのニーズが大きくなっている今、みなさんと輸出の成功事例をつくっていきたい。
このコミュニティにぜひ参加して第一歩を踏み出しましょう。農林水産省が全力でサポートします。



1億人ではなく、
100億人を元気づけた
農林水産業へ。

こんな方にGFPは最適です！

- 輸出をしたいけど、どうしたらいいかわからない！
- ビジネスパートナーを探したい！
- 輸出に関わる情報を効率よく入手したい！

GFPを通じた成約事例も続々と出ています！

登録
無料

参加を希望する方はまずはメンバー登録を。

WEB : <http://www.gfp1.maff.go.jp>

問い合わせ先：GFP事務局 Mail : gfp@maff.go.jp



農林水産省 輸出・国際局
輸出支援課 (輸出相談窓口)

☎ 03-6744-7185

平日10時～12時、13時～17時 祝祭日、年末年始を除く

メールからのお問い合わせは、右のQRコードから入って、お問い合わせください。



一元的な相談窓口の連絡先

地方農政局

北海道農政事務所(生産経営産業部 事業支援課)	☎ 011-330-8810
東北農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 022-263-7071
関東農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 048-740-5351
北陸農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 076-232-4233
東海農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 052-223-4619
近畿農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 075-414-9101
中国四国農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 086-230-4258
九州農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 096-211-8607
沖縄総合事務局(農林水産部 食料産業課)	☎ 098-866-1673

こちらもお役立てください！

農林水産物・食品の
輸出に関するポータルサイト
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/>



輸出証明書の申請手続き、輸出先国の
規制情報など、農林水産物・食品の
輸出に関する情報を掲載しています。

更に詳細な情報や、証明書の申請が必要となる等、二次対応が必要な場合には
最適な相談先や証明書の申請先等を紹介いたします。